

業務部速報



No. 101

発行 25. 3. 27

JR東労組 業務部

申14号 「仕事と育児・介護の両立、柔軟な働き方等のさらなる推進について」に関する申し入れ 第2回団体交渉を行う！ ①

就業規則等の見直し

1 1. 各種制度を活用する組合員・社員が増加することに伴い、年次有給休暇の取得の妨げにならない職場環境を整えること。

●組合 ■会社

●年休は労働者の権利であり、時季変更権の乱用は労働者の権利を奪いかねない重要な問題である。短時間勤務、育児・介護支援休暇を取得することが増加することで、他の組合員・社員の年休取得の妨げにならないようにすべきだ。

■年休は法令に定められた休暇である。時季変更権の乱用はあってはならないことである。

要員需給がひっ迫しているエリアや系統がある現状の認識は一致！

★制度の利活用、年休取得の態勢は、引き続き進めていく。

★各種休暇が取れる環境づくりを前提に、ワークライフバランスの実現をめざしていく。

確認！

1 2. 「旅費（宿泊料）の見直し」について、業務の妨げにならないように、無理に安価な宿泊施設の利用を促さないこと。

●宿泊料で宿泊先を決めるということはないということでもいいか。

●作業場が観光地などで、20,000 円を超えた場合の差額を組合員・社員が支払うのか。

■ホテルへの移動によって出張行程に無理が生じることのないように宿泊先を決めていただくものである。

■事前に経理責任者と協議した上で、支給することが可能である。

★ホテルへの移動によって、出張行程に無理が生じることのないように宿泊先を決めるものであり、コストダウンを意としたものではない。

確認！

1 3. JR 東日本グループの宿泊施設が近傍にないエリアがあることから、旅費（宿泊料）の上限金額は、JR 東日本グループ以外の宿泊施設においても 20,000 円とすること。

●JR 東日本グループのホテルとその他に分けずに、一律 20,000 円にするべきだ。

●JR 東日本グループのホテルが 20,000 円を超える場合はどうするのか。

●上限金額を超える場合、経理責任者と協議することと言うが、誰が協議を行うのか。

■JR 東日本グループのホテルは首都圏中心で価格高騰を踏まえて上限を 20,000 円としたが、その他のエリアは現行の 13,000 円に対応できると考えて、**今回の提案で妥当だと考えている。**

■JR 東日本グループ以外のホテルをご利用いただく。

■旅費申請をする際に管理者に相談していただき、管理者から経理責任者に協議していただく。

★JR 東日本グループのホテルが基本だが、満室やJR 東日本グループのホテルが近傍にない場合、出張行程に無理が生じる時は、JR 東日本グループ以外の宿泊施設利用可能。

★13,000 円を超える場合は協議して支給可能。

◎要求実現には至らなかったものの、引き続き、JR 東労組の要求実現に向けて求めていきます。

確認！

1 4. 旅費ワークフローシステムを取り扱う組合員・社員に対する説明を丁寧に実施し、実機を用いた教育をすること。また、システム改修する際には、取り扱う組合員・社員の声を反映させること。

●説明を丁寧に実施すべきだ。

●改修すべき点はまだある。組合員・社員の意見を聞いた改修を求める。

■旅費ワークフローシステムの改修に伴う勉強会も開催し、全社員が見られる動画も作成している。

■引き続き使いやすいシステムになるように検討していきたい。

②に続く